

改正後	現行
5 文 科 高 第 1 4 0 号 障 発 0 5 0 9 第 3 号 令 和 5 年 5 月 1 0 日 <u>令和 7 年 4 月 1 日一部改正</u> 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿 大学を設置する各地方公共団体の長 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する公立大学法人を設立する 各 地 方 公 共 団 体 の 長 文部科学省高等教育局長 (公 印 省 略) 厚生労働省社会・援護局 障 害 保 健 福 祉 部 長 (公 印 省 略)	5 文 科 高 第 1 4 0 号 障 発 0 5 0 9 第 3 号 令 和 5 年 5 月 1 0 日 各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 各 関 係 団 体 の 長 各 地 方 厚 生 (支) 局 長 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿 大学を設置する各地方公共団体の長 各文部科学大臣所轄学校法人理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する公立大学法人を設立する 各 地 方 公 共 団 体 の 長 文部科学省高等教育局長 (公 印 省 略) 厚生労働省社会・援護局 障 害 保 健 福 祉 部 長 (公 印 省 略)

公認心理師実習指導者養成講習会の実施について

(略)

別添

1 (略)

2 実習指導者養成講習会実施の届出

(1) 実習指導者養成講習会の実施者は、毎年度当該講習会の開催にあたり、受講者の募集開始予定日の2か月前までに、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、様式1による届出を電子メールで送信すること（提出先は「10 提出先等」を参照すること。）。

(2) 実習指導者養成講習会の実施者は、毎年度当該講習会終了後、速やかに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下「厚生労働省」という。）に対し、様式2による届出を電子メールで送信すること（提出先は「10 提出先等」を参照すること。）。

また、効果検証を行うことを目的として、実習指導者

公認心理師実習指導者養成講習会の実施について

(略)

別添

1 (略)

2 実習指導者養成講習会実施の届出

(1) 教員養成講習会の実施者は、毎年度当該講習会実施前に、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、様式1による届出を電子メールで送信すること（提出先は「10 提出先等」を参照すること。）。なお、令和5年度の実習指導者養成講習会の実施（実習指導者養成講習会の周知及び受講者の募集を含む。）については、令和5年8月1日以降とすること。

(2) 実習指導者養成講習会の実施者は、毎年度当該講習会終了後、速やかに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に対し、様式2による届出を電子メールで送信すること（提出先は「10 提出先等」を参照すること。）。

養成講習会の実施者は、毎年度当該講習会終了後、受講者に対して講習会の内容等に関するアンケートを実施し、その結果を取りまとめ（様式任意）様式2に添付すること。アンケートは受講者全員を対象に実施することを原則とし、アンケートの項目については事前に厚生労働省の確認を得ること。

なお、実習指導者養成講習会の実施者においては、厚生労働省、受講生等からの照会等に対応できるよう、様式3による公認心理師実習指導者養成講習会修了者名簿（以下「修了者名簿」という。）を作成し、受講者が公認心理師実習指導者を辞するまで（少なくとも30年間）保存すること。修了者名簿の作成に当たっては、個人情報の利用目的を受講者に説明し、利用について同意を得ること。

- （3）実習指導者養成講習会の実施者が、様式1で届け出た内容を取りやめる場合は、速やかに厚生労働省へ連絡し、その指示を受けること。

3（略）

4 実習指導者養成講習会の講師

実習指導者養成講習会の講師は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並

なお、実習指導者養成講習会の実施者においては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室、受講生等からの照会等に対応できるよう、様式3による公認心理師実習指導者養成講習会修了者名簿（以下「修了者名簿」という。）を作成し、受講者が公認心理師実習指導者を辞するまで（少なくとも30年間）保存すること。修了者名簿の作成に当たっては、個人情報の利用目的を受講者に説明し、利用について同意を得ること。

- （3）実習指導者養成講習会の実施者が、様式1で届け出た内容を取りやめる場合は、速やかに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室へ連絡し、その指示を受けること。

3（略）

4 実習指導者養成講習会の講師

実習指導者養成講習会の講師は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働分野における公認心理師の活動並

びに公認心理師の養成に関する知見を有する者であって、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授及び施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に10年以上従事した経験を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、当分の間、次の（１）から（３）までのそれぞれに定める、「公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するもの」について、施行規則附則第6条に規定する施設において、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するものであって公認心理師であるものを講師とすることができる。

また、実習指導者養成講習会の講師の職歴等については、厚生労働省より照会する場合があるので応じること。

（１）～（３）（略）

5（略）

びに公認心理師の養成に関する知見を有する者であって、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授及び施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に10年以上従事した経験を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。ただし、当分の間、次の（１）から（３）までのそれぞれに定める、「公認心理師の資格を取得した後に施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するもの」について、施行規則附則第6条に規定する施設において、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有するものであって公認心理師であるものを講師とすることができる。

また、実習指導者養成講習会の講師の職歴等については、厚生労働省[社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室](#)より照会する場合があるので応じること。

（１）～（３）（略）

5（略）

6 実習指導者養成講習会の開講時期及び開講パターン

実習指導者養成講習会の実施者は、現に就労している者が円滑に当該講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日及び昼間の開講に限らず、休日及び夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮し工夫すること。

なお、実習演習担当教員と実習指導者が協働する機会の創出を目的として、実習演習担当教員と実習指導者に共通する6科目については、同日に講習会を実施することが望ましい。

7～8（略）

9（１）～（２）（略）

（３）過去に実習指導者養成講習会を開催した実施者においては、２（２）のアンケート結果等を活用して効果検証を行い、改善を図ること。

（４）その他、厚生労働省から個別に指示があった場合には、その指示に従うこと。

10 提出先等

「２ 実習指導者養成講習会実施の届出」に定める届出に

6 実習指導者養成講習会の開講時期及び開講パターン

実習指導者養成講習会の実施者は、現に就労している者が円滑に当該講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日及び昼間の開講に限らず、休日及び夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮し工夫すること。

7～8（略）

9（１）～（２）（略）

（追加）

10 提出先等

「２ 実習指導者養成講習会実施の届出」に定める届出に

については、厚生労働省に、電子メールで送信すること。提出に際しては、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して通し番号を付し提出すること。一つのPDFファイルの容量が10MBを超える場合は、10MBごとにPDFファイルを分割し、ファイル名に「01_・・・、02_・・・、03_・・・」とそれぞれ連続する番号を付し送信すること。

[提出先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp

については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室に、電子メールで送信すること。提出に際しては、全体を1つのPDFファイルとし、ファイル全体に対して通し番号を付し提出すること。一つのPDFファイルの容量が10MBを超える場合は、10MBごとにPDFファイルを分割し、ファイル名に「01_・・・、02_・・・、03_・・・」とそれぞれ連続する番号を付し送信すること。

[提出先]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
E-mail: koninshinrishi@mhlw.go.jp

別表

項番	科目	内容	到達目標
1	公認心理師 実習演習指導概論	(略)	(略)
2	実習マネジメント論	(略)	(略)
3	実習指導方	(略)	①公認心理師養

別表

項番	科目、 <u>履修方法及び時間数</u>	内容	到達目標
1	公認心理師実習演習指導概論 <u>(講義：1.5、演習：0.5)</u>	(略)	(略)
2	実習マネジメント論 <u>(講義：1.0、演習1.0)</u>	(略)	(略)
3	実習指導方法論 I <u>(講</u>	(略)	①公認心理師養成

	法論 I		成における心理実習及び心理実践実習の位置づけを理解する。 ②事前実習・事後実習の必要性及び実際を理解する。 ③「担当ケース」の考え方を理解し、実習プログラムの企画及び設計に活用できる。 ④行い得る様々な実習プログラムを具体的にイメージできる。 ⑤受講者自身の		<u>義：1.0、演習1.5)</u>		における心理実習及び心理実践実習の位置づけを理解する。 ②事前実習・事後実習の必要性及び実際を理解する。 ②「担当ケース」の考え方を理解し、実習プログラムの企画及び設計に活用できる。 ③行い得る様々な実習プログラムを具体的にイメージできる。 ④受講者自身の指導技術及び態度における課題を振り返り、指導
--	------	--	--	--	----------------------------	--	---

			指導技術及び態度における課題を振り返り、指導への自己効力感を高める。 ⑥受講者自身の実習プログラムの企画・設計の特徴、課題及びその改善方法について認識を深める。 ⑦実務上の懸念点への対応策を整理し、実習プログラムの企画及び設計に活用できる。				への自己効力感を高める。 ⑤受講者自身の実習プログラムの企画・設計の特徴、課題及びその改善方法について認識を深める。 ⑥実務上の懸念点への対応策を整理し、実習プログラムの企画及び設計に活用できる。
4	実習指導方法論Ⅱ	(略)	(略)	4	実習指導方法論Ⅱ (講義：1.5、演習：2.0)	(略)	(略)
				5	実習演習指導コミュニケーション論 (講義：1.5、演習：1.5)	(略)	(略)
				6	公認心理師実習演習指導総論 (演習：1.0)	(略)	(略)
				合	14.0		

5	実習演習指導コミュニケーション論	(略)	(略)	<u>計</u> <u>(追加)</u>
6	公認心理師実習演習指導総論	(略)	(略)	
<u>(削除)</u>				

※各科目の履修方法及び時間数については、公認心理師法施行規則第3条第4項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和5年文部科学省・厚生労働省告示第6号）別表を参照とすること。